

資料2 補助金の分類（案）について

1 分類の目的

本検討委員会において補助金を精査する際に、現行補助金を分類し、分類された補助金ごとに、交付基準の明確化、効果等の評価を行うこととする。

2 補助金の分類案について

(1) 財源別分類

本検討委員会において、精査の対象の優先順位を明らかにするために、単独補助と協調補助の分類が必要となる。また、単独補助においても、財源が特定の財源で確保されている補助金については、別の分類としている。

協調補助金においては、補助事業の実施主体に国、県、市等がそれぞれ直接補助金を交付する場合（協調直接補助）と国、県等から財源を一旦市で受け入れ、それを市がまとめて、補助事業の実施主体に補助金を交付する場合（協調間接補助）とに分類している。

区 分		内 容
単独補助	一般財源	市が単独で交付する補助金で、財源を一般財源とするもの。
	特定財源	市が単独で交付する補助金で、財源を特定財源とするもの。
協調補助	直接補助	国等と協調して当該補助団体に交付する補助金で、国等からの財源を市が受けないで、交付する補助金
	間接補助	国等と協調して当該補助団体に交付する補助金で、国等からの財源を市が受け、交付する補助金。

(2) 性質別分類

性質別分類については、先ず当該補助金が団体等の運営費に係る補助か事業の実施に係る補助であるかの分類をしている。運営費か事業費かの判断基準については、当該補助金があれば、その団体の運営そのものが不可能な場合においては、その補助金は運営費補助とし、それ以外は事業費補助としている。

次に事業費補助については、当該補助金の内容により、建設整備補助、イベント補助、利子補給、その他事業補助に分類している。建設整備に係る補助、イベントに係る補助及び利子補給については、比較的容易に分類可能であるが、その他の事業については、分類が困難なため、今後の作業において、更に内容を精査しつつ分類することとし、現時点では、その他事業補助として分類することとする。

区 分	内 容
運営費補助	団体等の運営に係る補助
事業費補助	運営費補助以外の補助
建設整備補助	建物の建設、修繕等に設備投資に係る補助
イベント補助	各種イベント、大会等の開催に対する補助
利子補給	借入金の利子に対する補助
その他事業補助	建設整備、イベント、利子補給以外の事業費補助 今後さらに分類

3 今後の作業予定

上記区分により現行補助金（平成19年度予算内示のあったもの）の分類を行った後、当面、単独補助のグループを優先的に精査することとする。

ここでいう単独補助とは、財源を市のみの一般財源及び特定財源とするものであり、【資料1】で説明をした「単独で行う補助交付金」とは、考え方が異なる。